

消 防 予 第 181 号  
平成 24 年 5 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

### ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について

5月13日早朝に発生した広島県福山市の宿泊施設の火災（別紙1参照）において死者7人、負傷者3人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

### 記

#### 1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

#### 2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

#### 3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

(2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。

- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

## 広島県福山市ホテル火災（第4報）

消 防 庁  
平成24年5月13日  
19時00分現在

- 1 発生日時等  
発生時刻：平成24年 5月13日 調査中  
覚知時刻：平成24年 5月13日 6時58分  
鎮圧時刻：平成24年 5月13日 8時57分  
鎮火時刻：平成24年 5月13日10時10分
- 2 発生場所  
住 所：広島県福山市西桜町1丁目12-24  
用 途：ホテル（5項イ）
- 3 建物概要  
構造：RC造一部木造  
階数：4階建て  
建築面積：513㎡  
延面積：1,361㎡  
1階：駐車場  
2階：客室  
3階：客室  
4階：機械室  
焼損程度：全焼  
焼損床面積：調査中
- 4 死傷者等  
(1) 人的被害  
死 者： 7人（女性4名、男性3名）  
負傷者： 3人（重症2人、軽症1人）  
※負傷者については全員病院搬送済み  
  
(2) 建物被害  
出火建物：全焼、焼損床面積調査中
- 5 火災原因等  
調査中
- 6 消防用設備等の設置状況  
調査中
- 7 防火管理の状況  
調査中

8 最新の立入検査  
調査中

9 消防庁の対応

5月13日(日) 8時45分 広島県から第1報受領  
消防庁予防課において災害対策室を設置し、情報収集を実施中

9時05分 広島県から第2報受領

9時27分 広島県から第3報受領

9時48分 広島県から第4報受領

10時16分 広島県から第5報受領

10時50分 広島県から第6報受領

11時45分 広島県から第7報受領

12時30分 広島県から第8報受領

13時37分 広島県から第9報受領

15時30分 現地調査のため消防庁職員2名及び消防大学校消防研究センターの職員5名を現地へ派遣

※現地派遣者による調査は消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査とする。

<連絡先>

消防庁予防課設備係

守谷・竹本

Tel (03)5253-7523

Fax (03)5253-7533